

令和4年度「小さな拠点づくり」取組状況の発信業務 企画提案競技実施要領

1 目的

「小さな拠点づくり」は、地域によって課題が様々であることや、地域運営の仕組みづくりという目に見えにくい取組であるため、県民の理解が進みにくい状況にある。

そこで、取組を進める地区の実践活動の内容等をしまねの郷づくり応援サイトで紹介することで、「小さな拠点づくり」の県民理解の促進や他地区の新たな活動の開始、充実につなげる。

2 提案競技に付する事項

(1) 業務名

令和4年度「小さな拠点づくり」取組状況の発信業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和4年12月9日まで

(3) 業務内容

別添令和4年度「小さな拠点づくり」取組状況の発信業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 委託料の上限

6, 930千円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額には、本業務を実施するために必要となる全ての経費が含まれるとともに、島根県との打合せに要する費用を含む。

3 参加資格

この企画提案競技に参加できる者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

(1) 単独の法人若しくは複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること

(2) 単独の法人での参加は、島根県内に本店、支店又は営業所を有する法人（以下「県内法人」という。）であること。コンソーシアムの構成員での参加は、構成員のうち1以上は県内法人であること

(3) コンソーシアムの構成員若しくは単独の法人は次の各号を満たすこと

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと

ウ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと

エ 直近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと

オ 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと

カ 島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県

- における直近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと
- キ 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、また、単独の法人として参加するなど、重複参加していないこと
- ク 島根県の「建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱」又は「物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格者指名停止措置要領」に基づく入札参加指名停止措置を受け、企画提案提出日においてその措置の期間が満了していない者でないこと
- ケ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申し立てまたは、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと
- コ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと
- サ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと
- シ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと
- ス 委託事業を的確に遂行するに足る能力を有すること

4 提案競技説明会

提案競技の説明会に参加しようとする者は、説明会参加申込書（様式1）を提出すること

(1) 説明会の日時及び会場

令和4年3月29日（火）10時30分から11時30分まで

島根県職員会館教養室4（島根県松江市内中原町52）

(2) 提出方法及び期限

令和4年3月25日（金）12時まで（必着）に電子メールにより提出すること

(3) 提出先

12に同じ

(4) その他

ア 新型コロナウイルスの感染防止対策のため、参加希望者数の状況によっては、1事業者あたりの人数制限をすることがある。

イ 説明会の参加に要する費用は、参加者の負担とする。

5 提案競技の参加表明等

提案競技に参加しようとする者は、企画提案競技参加表明書（様式2）を提出すること

(1) 提出方法

令和4年3月31日（木）17時までに持参または郵送により提出すること。持参の場合の受付時間は9時から17時まで（土・日・祝日は除く。）とし、郵送の場合は郵便書留による必着とする。

- (2) 提出先
12に同じ
- (3) 参加資格の通知
令和4年4月5日（火）頃を予定している。
- (4) その他
参加表明後、提案競技への参加を辞退する者は提案競技参加辞退届（様式5）を提出すること（提出先は上記4（2）に同じ）

6 提案競技に係る質問

- (1) 提出方法
質問がある場合は、令和4年3月31日（木）17時までに企画提案質問書（様式3）によりメールで提出すること
- (2) 提出先
12に同じ
- (3) 質問に対する回答
すべての質問をとりまとめて、提案競技の参加資格があると通知した者全員に回答する。回答は、企画提案競技参加表明書に記載されたメールアドレスに送信する。（令和4年4月5日（火）頃に回答予定）
- (4) その他
事前説明会での質疑応答を除き、電話、訪問等、本項によるもの以外の質疑は受け付けない。

7 提案競技の企画提案書の作成、提出方法等

- (1) 作成方法
企画提案書（様式4）により作成すること。企画提案書（様式4）に記載する項目が含まれていれば、各提案者のフォーマットでの作成も可とする。
- (2) 提出方法
令和4年4月14日（木）17時までに持参または郵送により6部提出すること。持参の場合の受付時間は9時から17時（土・日・祝日は除く）までとし、郵送の場合は郵便書留による必着に限る。
- (3) その他の提出書類
見積書を企画提案書（6部）にそれぞれ綴りこむこと
- (4) 提出先
12に同じ

8 提案の選定方法

- (1) 選定の手順
令和4年度「小さな拠点づくり」取組状況の発信業務提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、契約候補者を選定する。

- ア 企画提案のプレゼンテーションを実施して提案内容を把握し、審査する。ただし、提案競技参加者が多数の場合は、書面による一次審査を行うことがある。
- イ 上記アの審査結果をもとに契約候補者を決定する。
- ウ 提案者全員に審査結果を文書で通知する。(令和4年4月下旬を予定)
- エ 審査委員会による審査経過については公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

(2) 選定方法

- ア 提案内容が、仕様書の要件を全て満たしており、かつ、提案価格が上限額の範囲内である提案を評価の対象とする。
- イ 提案内容については、以下の各項目の得点を加点する方法により総合的に評価する。
 - ・企画力
事業の目的を理解し、取材、執筆、内容の確認等の業務スケジュールが具体的で実現可能なものとなっているか。また、効果的な独自提案がされているか。
 - ・業務遂行能力
当業務を遂行するに十分な能力や経験をもった責任者が配置されており、提案内容を実現できるだけの体制が整っているか。また、類似業務の実施実績を有しており、そのノウハウ経験等を十分に生かせることが期待できるか。
 - ・見積金額
費用対効果の観点から適正な見積額となっているか。(予算の範囲内で最大限の効果を得られる内容となっているか。)

(3) プレゼンテーション及び審査会

令和4年4月19日頃に開催を予定。企画提案者が10分以内で説明を行った後、審査委員からの10分程度質問を行う。

(4) 提案競技参加料

7の企画提案書を提出期限内に全て完備し提出した者に対して、提案競技参加料として1提案者につき1万円(消費税及び地方消費税を含む。)を支払う。(コンソーシアムによる参加は代表法人に対して、単独の法人による参加はその法人に対して支払う。)ただし、企画提案書の内容に不備がある者及び契約候補者となった者への支払いは、行わない。

9 契約手続き等

(1) 契約方法

契約候補者と県は企画提案書の内容をもとに協議を行い、業務内容に係る具体的な仕様を確定し、改めて見積書を徴取した上で契約を締結する。

(2) 委託料の支払い

原則、精算払いとする。

ただし、契約に基づき、契約金額の4割以内を前金払いすることができる。なお、前金払いの金額及び時期については、業務の内容、性質等からその必要性を十分検討した上で、決定する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(4) その他

- ア 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ島根県に書面で承諾を得た場合はこの限りではない。
- イ 本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。

10 著作権

仕様書記載のとおり

11 その他

- (1) 提案競技参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、提案が無効となることがあるので留意すること。
 - ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの
 - イ 作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - オ 虚偽の内容が記載されているもの
 - カ 提案に関する不正行為があったとき
- (2) 提出書類は他の提案者に対して非公開とする。
- (3) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提案競技並びに契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

12 提案競技に関する問合せ先

〒690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県地域振興部中山間地域・離島振興課 高取

電話番号：0852-22-5065

メールアドレス：chusankan-rito@pref.shimane.lg.jp

13 参考

- ・島根県中山間地域活性化計画（第5期）

https://www.pref.shimane.lg.jp/life/region/chiiki/chusankan/chusankan-keikaku/keikaku_new.html

- ・しまねの郷づくり応援サイト

<https://satodukuri.pref.shimane.lg.jp/www/index.html>